

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
普通貯金規定 1 ～ 1 3 . 省略 1 4 . (解約等) (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この貯金の貯金者が第 12 条第 1 項に違反した場合 ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合</u> <u>⑥①～⑤</u>の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 以下省略 1 5 . 以下省略 以 上 <u>(令和 4 年 11 月 14 日現在)</u>	普通貯金規定 1 ～ 1 3 . 省略 1 4 . (解約等) (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この貯金の貯金者が第 12 条第 1 項に違反した場合 ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(追加)</u> <u>⑤①～④</u>の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 以下省略 1 5 . 以下省略 以 上 <u>(令和 4 年 4 月 1 日現在)</u>